一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　下附谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を下附谷川右岸官民地境界線に沿って結んだ線、標柱二号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
和歌山県田辺市鮎川字下附
五一五番八地先河川敷　一号
五一五番九地先河川敷　二号
五一五番九　三号
三九〇一番二　四号
三九〇一番一　五号から二十一号まで
三九〇〇番二　二十二号
三九〇〇番一　二十三号から二十七号まで

○国土交通省告示第七百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十一日

国土交通大臣　金子　一義

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　元目川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県小豆郡土庄町馬越
字元目
甲一五三五番二地先河川敷　一号
甲一五三五番一地先河川敷　二号から五号まで
字下沖入
乙一三六番地先河川敷　六号から八号まで
乙一三五番一地先河川敷　九号及び十号
字西山
乙一七二番七地先河川敷　十一号から十三号まで
乙一七二番六地先河川敷　十四号
乙一七二番四地先河川敷　十五号及び十六号
乙一七二番五地先河川敷　十七号及び十八号
乙一五四番一　十九号から二十三号まで
字丸山
甲四四一番一　二十四号及び二十五号
甲四三九番　二十六号から三十八号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　上佐料川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県高松市鬼無町是竹
五九六番一七　一号
五九七番一　二号
五九七番二　三号及び四号
六三七番　五号
六三九番　六号
六三五番　七号
六三六番　八号
六三二番一　九号及び十号
六三一番三　十一号及び十二号
五九九番　十三号
六〇〇番九　十四号
六〇〇番一六　十五号及び十六号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　美田東川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県観音寺市大野原町田野々
字森下
一七四番　一号
字美田
乙三〇番　二号
乙二九番　三号から六号まで
乙二八番二　七号から十三号まで
一七二番　十四号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　長尾川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県観音寺市豊浜町和田字西ノ山
丙七〇番一地先河川敷　一号
丙七〇番九地先道路敷　二号
丙七〇番一地先道路敷　三号
丙八五番二五　四号及び五号
丙八五番八　六号及び七号
丙八五番七　八号
丙八五番一　九号から十五号まで
丙八五番一地先河川敷　十六号及び十七号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　西黒崎川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県三豊市詫間町積字黒崎
一八八一番　一号
一八七三番　二号
一八七九番　三号から五号まで
一八七八番　六号
一七一三番　七号
一八七六番　八号から十号まで
一八七四番　十一号から十三号まで
一二四七番　十四号から十六号まで

○国土交通省告示第七百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十一日

国土交通大臣　金子　一義

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　下木村谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
高知県土佐市本村
字長瀬
一三二六番から一三二八番まで
一三三四番
一二九七番
一二九八番一及び一二九八番二
一二九九番から一三〇一番まで
一五三四番から一五三六番まで
字バカ谷
一五三七番ロの一から一五三七番ロの三まで
一五三七番ハ
一五三七番五
字スゞエ谷
一三三五番から一三三七番まで
一三三八番一及び一三三八番二
一三三九番一及び一三三九番二
一三四〇番から一三四六番まで
一五三九番イ及び一五三九番ロ
一五四〇番イ及び一五四〇番ロ
一五四一番
一三四七番一及び一三四七番二
一三四八番から一三五七番まで
一三五九番から一三六一番まで
一五四二番イ及び一五四二番ロ
一五四三番
一五四四番一及び一五四四番二
一五四五番一
一五四五番ロ
一五四五番三
一五四六番一及び一五四六番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
高知県土佐市本村
字重俊
一二九〇番イ　一号
一二九〇番三　二号
一五三四番　六号
一二八九番　七号
一二八六番　八号
一五四七番　三号
字本谷
字長瀬
一三二六番地先農道敷　四号
字スゞエ谷
一三三六番地先農道敷　五号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　焼野ヶ谷川及び右支川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
高知県幡多郡三原村宮ノ川
字カガミトギ
一四六三番一
一四六九番
一四七〇番一
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域